

相談事例

ID: 01-01-008

相談タイトル

投資用マンション売買契約のクーリングオフについて

Q: ご相談内容

(※市消費生活センターからの相談)
相談者が8/22に2,340万円で投資用マンションを契約した。手付金50万円を支払ったが、実印不所持だったため認印を押印し免許証のコピーを渡した。相談者は契約書等何も渡されておらず、クーリングオフについても説明はされたが詳細は不明。8/28に実印所持のうえ営業担当と会う約束をしていたが、やはり契約を解除したいと思い、相談者から営業担当の携帯に連絡しクーリングオフしたい旨を伝えたが、8/28に会って話しましょうと言われている。消費生活センターとしては、先方の会社に連絡のうえ、配達記録郵便でクーリングオフの手続きを行った方が良いと考えているが支障はないか。また、クーリングオフについて記載されている書類を先方から取り寄せたほうがいいか。

A: 回答

相談されている方が契約解除を望まれていて、クーリングオフによる解除が可能という事であれば、「先方の会社に連絡のうえクーリングオフの通知を送ること」で問題はないと思われます。クーリングオフの書類（記載されている契約書）については、取り寄せられるのであれば取り寄せておいた方が良いと考えます。